

(3) 高谷川

高谷川は、下流の 1,100m 区間が湛水域の形態をなしており、その上流は江戸川堤防沿いの矢板構造の水路となっています。河道改修は、湛水域となっている区間の掘削を行い、洪水の一時貯留量を増大させるための河道を整備します。下流端の高谷川排水機場は、排水能力を $7.4\text{m}^3/\text{s}$ から $12\text{m}^3/\text{s}$ に増大します。これらの改修により、洪水と内水に対して下水道計画規模に対応した整備を実施します。

湛水域の河道は、低水路と高水敷の段差を少なくし、緩傾斜法面とすることで、生育地が減少しつつある湿性環境を創出する予定です。

【高谷川】

- ・ 施行区間 高谷水門～江戸川堤防並行区間起点
- ・ 延長 $L=1,260\text{m}$
- ・ 整備内容 掘削、築堤、高谷排水機場および水門改築

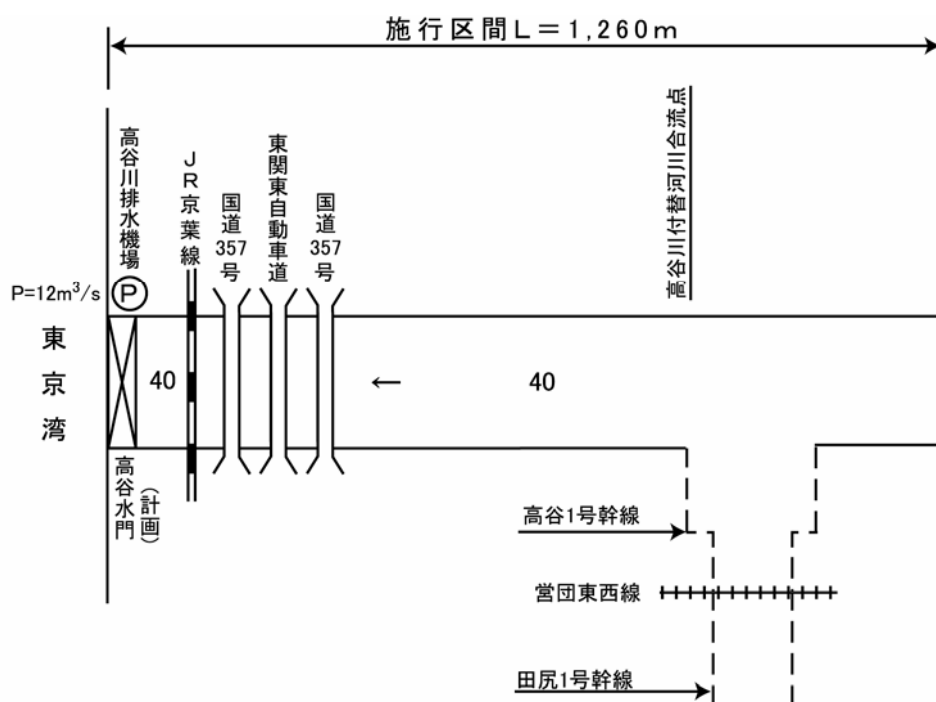


図 4-8 計画流量配分図(m^3/s)

高谷川排水機場上流(湛水区間)

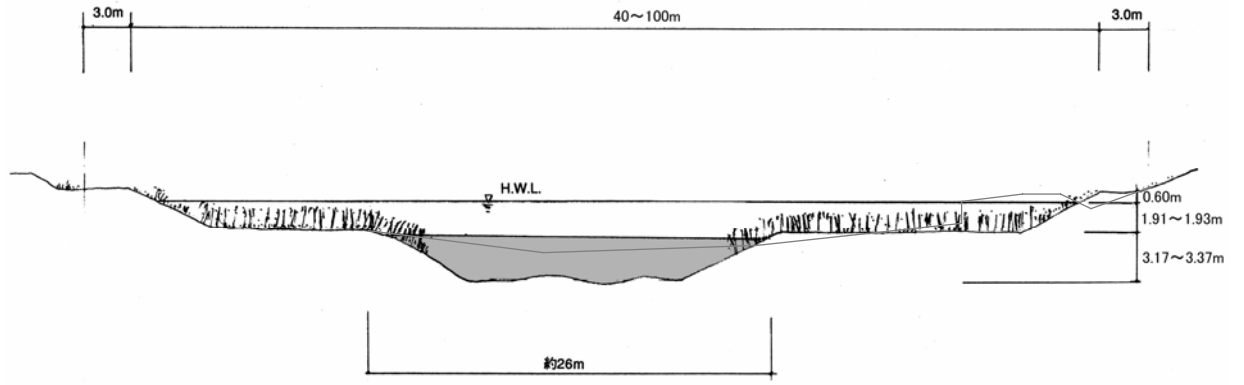


図 4-9 高谷川代表横断面図

(4) 旧江戸川

旧江戸川の現況流下能力は、概ね $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を有していますが、高潮に対しては、地盤沈下に伴い計画堤防高を下回る区間があります。また、地震時に堤防に損傷を受ける可能性のある区間も存在しています。

このため、計画堤防高に対して不足している区間の堤防かさ上げを行うとともに、耐震性に配慮した構造とし、伊勢湾台風と同規模の台風が本圏域に最大の被害をもたらすコースを通過する際に発生する高潮と地震時の安全性を確保した整備を実施します。

一方で、旧江戸川沿川の背後地は高度に利用され、住宅が密集しており、親水性や景観などの環境面に対する要請がきわめて高い状況にあります。

このように、旧江戸川沿川では、堤防強化と河川と市街地の連続性の確保が求められており、堤防に向かって市街地側を緩い傾斜で盛土し、これと併せて市街地を再編していく方法による河川と市街地の一体整備が有効であり、地域住民の合意形成が得られた区間については、いわゆるスーパー堤防として整備を進めます。

また、流下能力に余裕のある区間は川表側に緩傾斜堤防を整備し、利用者が水辺に近づきやすい空間の創出を図るとともに自然環境の回復を図ります。緩傾斜堤防の造成が困難な狭窄区間は、川表側に親水テラスを設け水辺に親しめる空間を創出するとともに、船舶の離接岸も可能な構造とします。

【旧江戸川】

- ・ 施行区間 河口～江戸川水閘門(左岸側)
- ・ 延長 $L=9,250\text{m}$
- ・ 整備内容 築堤, スーパー堤防

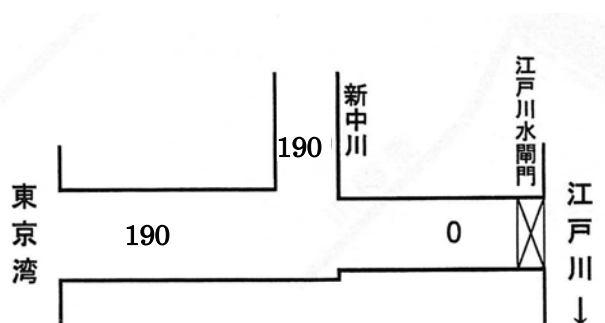
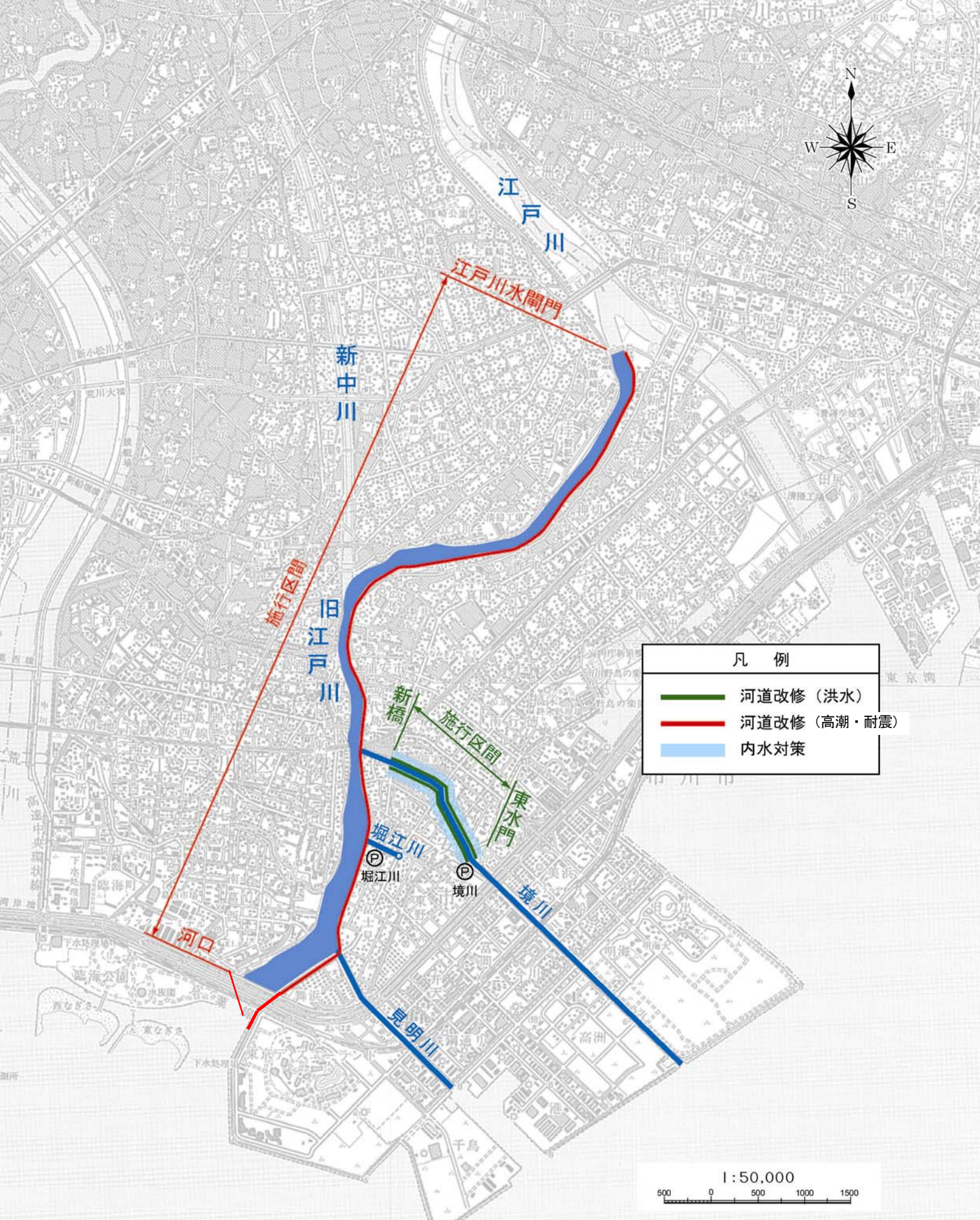


図 4-10 計画流量配分図(m^3/s)

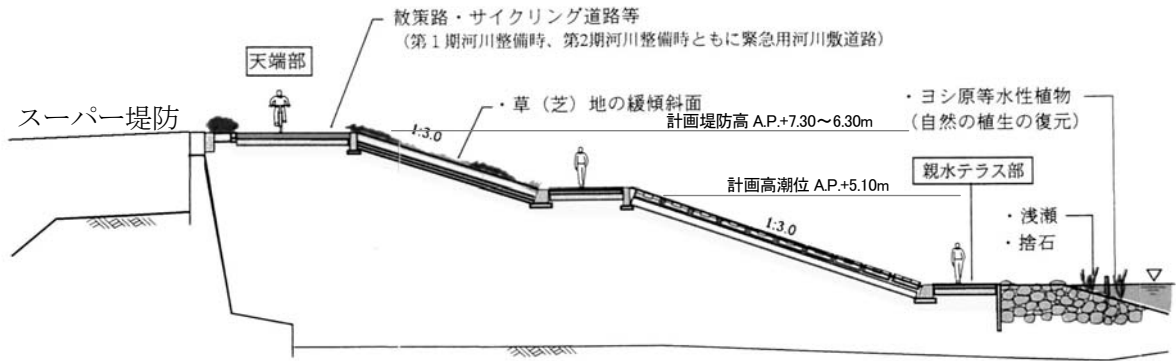


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平14総複、第436号)」

図 4-11 旧江戸川・境川施行区間位置図

堤防高は、朔望平均満潮位 A.P.+2.1mに、伊勢湾台風級が過去最大の実績高潮潮位を生じた大正 6 年 10 月の台風経路と並行に通過した際に東京湾に生じる気象潮位 3.0mを加えた A.P.+5.1mに、打ち上げ波高と余裕高を考慮した A.P.+7.3m~+5.4m とします。

旧江戸川(緩傾斜堤防)



旧江戸川(テラス型堤防)

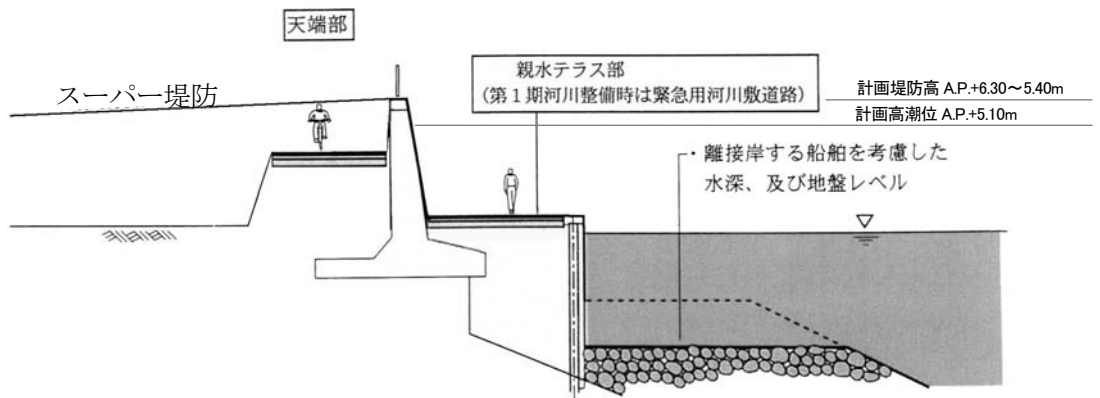


図 4-12 旧江戸川代表横断図

(5) 境川

昭和 48 年度迄に東京湾高潮事業により境川東西水門および境川排水機場が完成し、水門に挟まれた区間は、高潮に対しては十分な安全度を有しているが、浦安市排水計画における境川へのピーク流量の増大に対する河川整備が必要になっています。

河道改修は、江川橋から新橋の間 約 600m について、当面の整備として現況用地幅程度を確保し、河床掘削と護岸の改築を実施します。これにより、洪水に対しては戦後洪水のすべてに対応できる河道とします。一方、内水に対しては、河床掘削により一時貯留容量として約 3.2 万 m^3 を確保して、既設の排水能力 $5m^3/s$ のポンプとあわせ概ね 30 年に 1 度発生する内水に対応できる整備を行います。

また、当区間は、将来的には、沿川の再開発計画など各種事業と連携を図りながら水辺と一体化した都市景観の形成をめざすことにしていることから、護岸の改築にあたっては、景観に配慮した整備を行うものとします。

【境川】

- ・ 施行区間 東水門～新橋
- ・ 延長 $L=1,340m$
- ・ 整備内容 掘削、護岸工

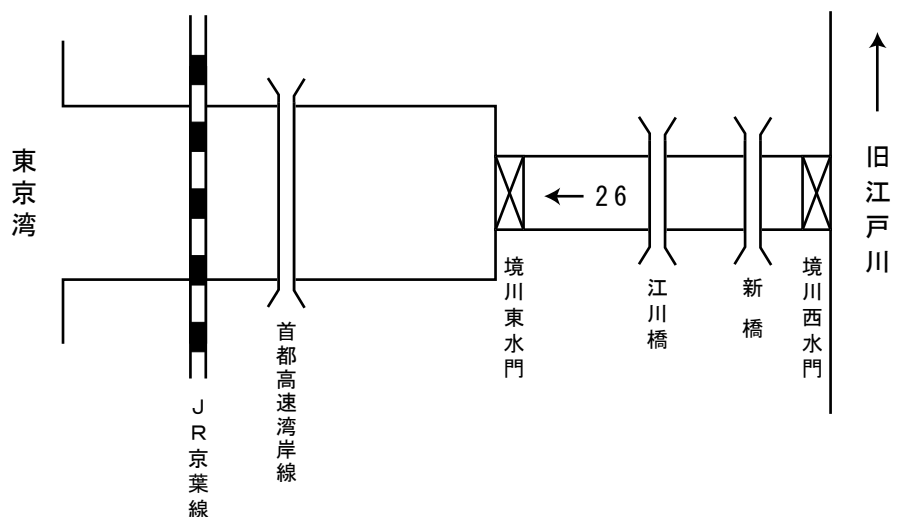


図 4-13 計画流量配分図(m^3/s)

境川(江川橋～新橋)

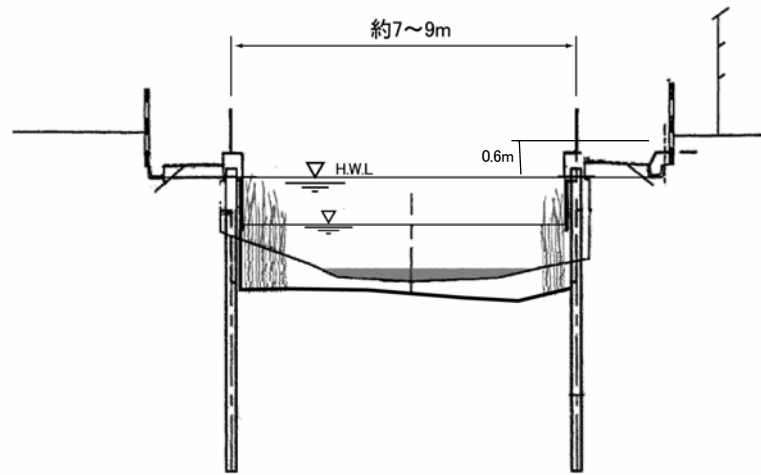


図 4-14 境川代表横断面図

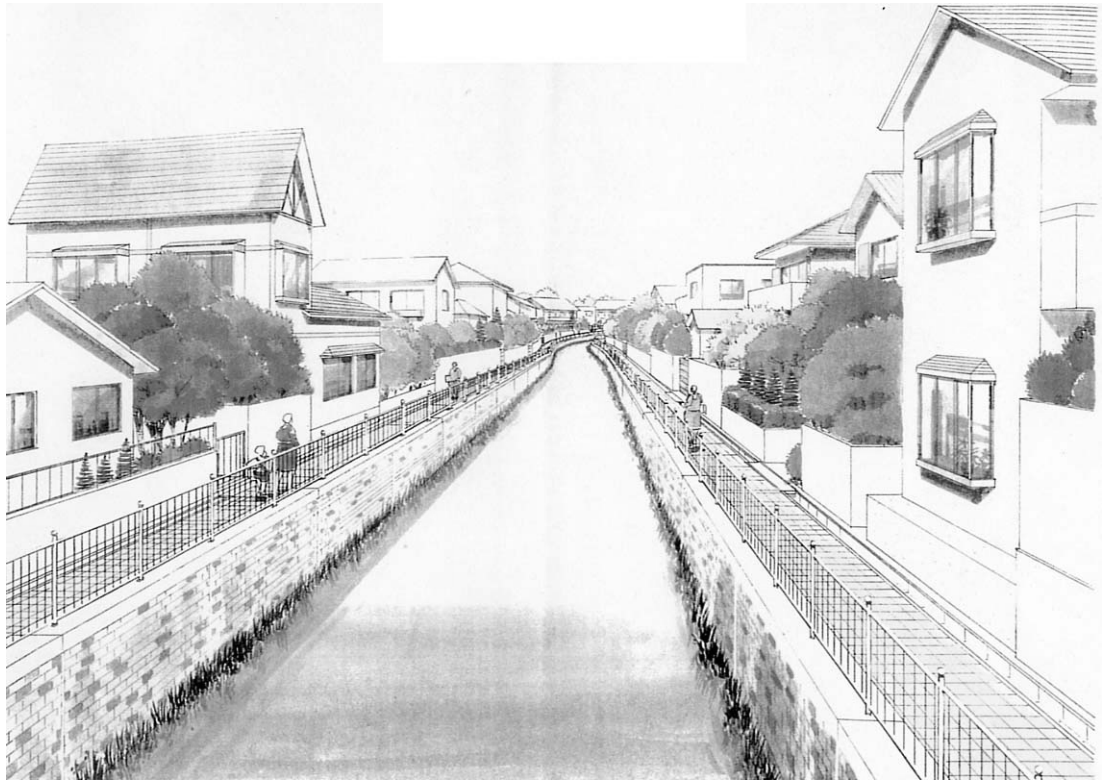


図 4-15 境川整備イメージ(案)

第3節 河川維持の目的, 種類および施行の場所

(1) 河川維持の目的

河川の維持管理は、災害の防止や軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全などの観点から、河川が持つ本来の機能が十分に発揮されるように努めます。

これにあたっては、地域住民などの積極的な協力をあおぎ、行政のみでは行き届かない部分を補い、地域住民にとって魅力ある河川が保たれるように努めます。

(2) 河川維持の種類

a) 河川管理施設

堤防、護岸、洪水調節施設、水門、排水機場などの施設が、その機能を常に発揮し得るように日常的な河川巡視による異常の早期発見、状況の把握に努めるとともに、必要な修繕、および操作などの維持管理を行います。

取水堰や橋梁などの占用施設に対しては、河岸の洗掘や河道の阻害など河川管理上の支障とならないように施設管理者と調整し、適切な処置を行うとともに、施設の改築や新設の際には治水上の影響、河川環境の保全などについて適切な指導を行います。

また、近年において増加している放置プレジャーボートについては、洪水・高潮時の流出による災害、通常時における浚渫や護岸工事実施に対する障害、さらに景観や周辺への不法行為の増加など様々な問題を有することから、「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を定めており、適正な水辺空間の利用推進を図ります。

b) 河道の維持管理

本圏域においては、NPOをはじめとする市民団体や多くの地域住民が河川に関わる活動を行っていることから連携を深めるとともに協力をあおぎ、河川の維持管理を行うように努めます。このため、行政の説明責任を果たす一方、地域住民や市民団体などの参加の場を設けて情報交換を行いながら、相互ニーズに応じた役割と責任の分担を明確化し、地域住民や市民団体などが自主的に河川の維持管理の一部を行うことが可能となるような仕組みの構築を図っていきます。

河川整備によって整備された調節池や河道では、掘削後に在来種による植生が回復しつつあり、このような地区では、在来種を保全していくために必要な調査研究、維持管理を教育機関や地域住民と連携して取り組み、環境教育の場として活用していただけるように展開します。

また、定期的な河川巡視により河岸や河床の状況把握に努め、維持浚渫、除草など、洪水流下能力の維持、河岸の利用と植生管理、親水施設の利用などに配慮した適切な維持管理を行うとともに、地域住民や市民団体などによるモニタリングや河川清掃・植生管理が行いやすい仕組みの構築を図っていきます。

c) 流水の正常な機能の維持

河川流況、取水・還元水量の実態、自然環境についての把握に努め、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の把握に努めます。

d) 水質の保全

水質は、浚渫や浄化用水の導水、浄化施設、植生による浄化などの河川管理者が行う水質浄化対策のほか、汚水対策としての流域下水道・公共下水道の整備、生活排水・ゴミ問題など関係機関や地域住民と協力連携を図りながら水質改善を進め、良好な水質の維持に努めます。特に汚濁物質が河川や水路で拡散した後の浄化対策には、効果の面で限界があることから、発生源での流出抑制を強く呼びかけていくこととします。

また、万一の水質事故に備え、必要な資材を備蓄や事故状況の把握、関係機関への連絡体制などの緊急活動体制の強化により被害の最小化に努めるほか、原因者負担の徹底と河川水質の監視体制の充実に努めます。

(3) 河川維持の施行場所

河川の維持を行う区間は、圏域内の千葉県管理の一級河川全区間とします。